

農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実施要領

制定 平成25年 5月16日25食産第 417号
改正 平成26年 4月 1日25食産第4589号
改正 平成27年 4月 9日26食産第4527号
改正 平成28年 4月 1日27食産第5177号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のIの2の（1）の農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 趣旨

農山漁村には、再生可能エネルギーに活用可能な資源が豊富に存在しており、これらの資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を図ることにより、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっている。

このような状況の中、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）が制定された。本法により、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を行うこととしており、売電収益を地域還元することになる。その際、農林漁業者やその組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）を始めとした地域の主体が主導して発電事業に取り組むこととなれば、地域における所得の向上に一層高い効果があり、農山漁村の活性化に大きく貢献することとなる。

しかしながら、発電技術や会計処理等といった再生可能エネルギー発電事業に必要な知見・ノウハウが十分でないこと等から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度導入後も民間の金融機関が再生可能エネルギー発電事業を行おうとする農林漁業者等に資金を融通する例は少ない現状にある。

このため、農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手续や取組を総合的に支援し、再生可能エネルギー発電事業を適切に行える事業体の形成を図ることとする。

第3 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業（本事業のうち、実

施要綱別表1の事業の内容欄の1に規定する事業をいう。以下「事業化推進事業」という。)

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、認可地縁団体、地方公共団体、その他法人格を有さない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。)

- (2) 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業（本事業のうち、実施要綱別表1の事業の内容欄の2に規定する事業をいう。以下「事業化サポート事業」という。)

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は特認団体

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1の別添3を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第4 内容及び補助対象経費

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 事業化推進事業

- (1) 発電事業の開始に向けた取組の実施

事業実施主体が自ら又は専門家を活用して、農林漁業者等が主導して再生可能エネルギー発電事業に取り組むに当たり必要となる事業構想の作成、導入可能性調査、当該発電事業の関係者による検討会の開催、地域の合意形成を図るための地域住民に対する説明会の開催、事業体の立ち上げ、発電技術の習得、各種法令に基づく諸手続、資金計画の作成、電気事業者、金融機関又はプラントメーカーとの折衝等の取組を実施する。

（補助対象経費）

専門員手当、補助賃金、委員謝金、旅費、会場借料、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

- (2) 報告書の作成

事業化推進事業による成果を取りまとめ、報告書の作成を行う。

（補助対象経費）

専門員手当、補助賃金、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費

2 事業化サポート事業

- (1) 事例の収集・分析

農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業を開始するに当たって参考となる事例を収集・分析し、課題の整理及び取組内容の評価を行う。

（補助対象経費）

専門員手当、補助賃金、旅費、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

(2) 研修会の開催

事業化推進事業の事業実施主体及び発電事業を行おうとする農林漁業者等を対象として再生可能エネルギー発電事業を開始するに当たって必要な技術・法令・制度等に係る専門的な知見の習得のための研修会を開催する。

(補助対象経費)

専門員手当、補助賃金、講師謝金、旅費、会場借料、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

(3) 個別事業相談

事業化推進事業の事業実施主体からの個別相談に対して助言等のサポートを行う。

(補助対象経費)

専門員手当、補助賃金、旅費、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

(4) ワークショップの開催

再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者が情報の交換・共有を図ることができる共通のプラットフォームを構築するため、そのような取組を行おうとする者の参加を広く呼びかけ、課題の克服方法等の共有を図り、取組の気運の醸成を促進するためのワークショップを開催する。

(補助対象経費)

専門員手当、補助賃金、講師謝金、旅費、会場借料、資料印刷費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費等

(5) 報告書の作成

(1) から (4) までの取組内容及び農林漁業者等が再生可能エネルギー発電事業を開始するに当たって必要となる課題の克服方法を整理し、報告書として取りまとめる。

(補助対象経費)

専門員手当、補助賃金、資料印刷費、消耗品費、通信運搬費

第5 実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度までとする。

第6 採択基準

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 事業化推進事業

- (1) 事業実施計画が、実施要領第2に規定する趣旨に照らし適切なものであり、かつ、事業化推進事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (2) 事業実施主体の財政的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 農林漁業者等が発電事業を行う事業体の資本金の過半を出資する等、農林漁業者等が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されており、又は構築されることが確実と見込まれること。
- (4) 発電事業及び農林漁業の発展に資する取組を行うために、これらの取組

に関連する主体との調整及び連携を行う体制が構築されており、又は構築されることが確実と見込まれること。

- (5) 売電収益を活用して農林漁業の生産基盤の整備、農林漁業関連の共同作業等を行うことを通じて地域の農林漁業の健全な発展に好影響を及ぼすことが期待される内容となっていること。
- (6) 発電事業により、地域の農林漁業の生産活動に必要な農林地並びに漁港及びその周辺水域の確保、良好な自然環境及び住環境の形成等を図るための諸法令に違反することがないと認められること。
- (7) 発電技術の実証を行うものではないこと。
- (8) 本事業終了後、速やかに発電事業を開始する計画となっていること。
- (9) 複数年度にわたる取組が必要な場合の事業計画期間は最長で平成29年度までであること。

2 事業化サポート事業

- (1) 事業実施主体が多様な再生可能エネルギー発電事業に関する十分な専門的知見を有しており、かつ、農林漁業と調和した再生可能エネルギー発電事業の推進に関する活動を行った経験を有していること。
- (2) 事業実施計画が、実施要領第2に規定する趣旨に照らし適切なものであり、かつ、事業化サポート事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- (3) 事業実施主体の財務的基盤が安定しているとともに、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施主体が事業化推進事業の事業実施主体に対して、本事業に基づく適切な助言、指導その他の援助を公正に行い得る能力や体制を有していること。
- (5) 実施要領第4の2の(1)から(5)までを一体として取り組む事業実施内容であること。
- (6) 再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化を図る取組に関心を持つ者が課題の克服方法等を共有するための仕組み(交流ウェブサイト等)を構築するなどの工夫により、将来、このような者にとっての共通のプラットフォームの構築につながる取組であること。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

- (1) 事業実施計画は、別記様式1により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。
- (2) 実施要綱第5の1の事業実施計画の承認は、別記様式2により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業目的の変更
- (2) 交付要綱別表1のIの2の(1)の農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (3) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式1別添1の(8)又は別添2の(9)の備考欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況等の報告

1 事業実績の報告

事業実施主体は、その実施する事業が終了したときは、実施要綱第7の規定に基づき、その日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式3により事業実績報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、別記様式3の添付することとしている書類のうち1から3までについては、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業成果の報告

事業化推進事業の事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、その実施する事業を終了した年度の翌年度から3年間、別記様式4により事業成果状況報告書を作成し、毎年度4月末日までに事業承認者に提出するものとする。

第9 報告又は指導

- 1 事業承認者は、別記様式3により作成した事業実績報告書の内容を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- 2 事業承認者は、別記様式4により作成した事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- 3 事業承認者は、1のほか、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1(第7関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成28年度農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業
実施計画の承認(変更又は中止若しくは廃止の承認)申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049
号農林水産事務次官依命通知)第5の1(注1)の規定に基づき、関係書類(注
2)を添えて、承認(変更又は中止若しくは廃止の承認)を申請する。

(変更の理由)

○○○○○○○○○○○○(注4)

(中止又は廃止の理由)

○○○○○○○○○○○○(注5)

(注1) 変更又は中止若しくは廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

(注2) 関係書類として、以下を添付すること。

① 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業

(継続して本事業を実施する事業実施主体用)・・・別添1

② 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業・・・別添2

(注3) 特認団体として申請する事業実施主体は、別添3を添付すること。

(注4) 事業の内容の変更の承認申請の場合には、その変更の理由を記載し、
承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できる
よう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上
段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるも
のについては省略する。

(注5) 事業の中止又は廃止の承認申請の場合には、その理由を記載すること。

(別添1)(第7関係)

農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業実施計画書
(継続して本事業を実施する事業実施主体用)

(1) 事業実施主体の概要

※営業経歴(沿革)など事業実施主体の概要を記載すること。

事業
担
当
者
名
及
び
連
絡
先

氏名(ふりがな)

所属(部署名等)

役職

所在地

電話番号

FAX

メールアドレス

URL

(2) 事業の実施体制

- ※1 責任体制が把握できるように記載すること。
2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
3 事業に係る者の全体像が把握できるように記載すること。

(3) 事業の概要

- ※1 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。
- 2 発電事業を予定している事業体について、農林漁業者等が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されているか（又はその予定であるか）が分かるように記載すること。
- 3 発電事業を予定している事業体と発電事業及び農林漁業の発展に資する取組に関連する者との連携・調整する体制が構築されているか（又はその予定であるか）が分かるように記載すること。
- 4 設置を予定している発電設備の技術の概要が分かるように記載すること。
- 5 農林漁業の生産活動に対する悪影響の回避、施設周辺の住民や環境への配慮等に係る検討方針が分かるように記載すること。
- 6 これまでの成果を踏まえて記載すること。

(4) これまでの事業の成果

- ※1 これまでの事業の進捗状況及び成果が分かるように記載すること。
- 2 これまで事業を実施した中で明らかとなった課題及びその克服方法を具体的に記載すること。

(5) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(6) 事業実施のスケジュール

※発電事業を開始するまでの事業全体の実施期間とスケジュールを明示した上で、申請した年度に行う取組が分かるように記載すること。(なお、複数年度にわたって事業を実施することは可能であるが、現段階において次年度以降の予算が確保されているものではないことに留意。)

(7) 事業目標

※発電事業の開始予定年月日、発電出力、年間総発電電力量、売電収入の活用方法等の事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。

(8) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費				備 考
		国庫補助金	自己負担	その他	
1 発電事業の開始 に向けた各種取組 費					
2 報告書作成費					
計					

- ※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
- ※2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- ※3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別表とすることができる。

(添付資料)

- 事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料
 - 事業実施主体が民間企業である場合にあっては、営業経歴(沿革)及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - 事業実施主体が特認団体である場合にあっては、当該団体の概要(別添3)
 - その他事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料(パンフレット、リーフレット等)
- 事業費の積算に専門員手当、委員謝金又は補助賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適当であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適当である理由及び委託先の概要が分かる資料

(別添2)(第7関係)

農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業実施計画書

(1) 事業実施主体の概要

- ※1 営業経歴(沿革)など事業実施主体の概要を記載すること。
2 組織運営の公開性(インターネットによる公表等)を示す内容を記載すること。
3 多様な再生可能エネルギー発電事業に関する専門的知見を十分に有していることが分かるように記載すること。
4 農林漁業と調和した再生可能エネルギー発電事業の推進に関する活動について、どのような団体と連携を図ってきたか、どのような団体に対して推進活動を行ってきたか等について実績があれば、具体的に記載すること。

事業担当者名及び連絡先 氏名(ふりがな)

所属(部署名等)

役職

所在地

電話番号

FAX

メールアドレス

URL

(2) 事業の実施体制

- ※1 責任体制が把握できるように記載すること。
2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。

(3) 事業の概要

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

(4) 事業の実施方法

※事業の実施手順等について記載すること。

(5) 事業実施のスケジュール

※事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。

(6) 事業目標

※事業目標を具体的かつ定量的に記載すること。

(7) プラットフォームの構築

※取組の継続や課題の克服方法等を共有するための仕組み（交流ウェブサイト等）の構築等独自の活動を併せて行うことにより、プラットフォームの構築にどのように貢献するかについて具体的に記載すること。

(8) その他の効果

※その他見込まれる効果について記載すること。

(9) 事業経費の配分及び積算内訳

(単位：千円)

区 分	事業費			備 考
		国庫補助金	自己負担	その他
1 事例収集・分析費				
2 研修会開催費				
3 個別事業相談費				
4 ワークショップ開催費				
5 報告書作成費				
計				

- ※1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
- ※2 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- ※3 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名(委託先が決定している場合)、委託する事業の内容及びそれに要する経費を備考欄に記載すること。

※欄に収まらない場合は別表とすることができる。

(添付資料)

- 事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料
 - 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴(沿革)及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - 事業実施主体が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3カ年分の決算(事業)報告書(又はこれに準ずるもの)
 - 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、当該団体の概要(別添3)
 - その他事業実施主体の概要(団体概要等)が分かる資料(パンフレット、リーフレット等)
- 事業費の積算に専門員手当、講師謝金又は補助賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不適當であり委託先が決定している場合は、それを行うことが困難又は不適當である理由及び委託先の概要が分かる資料

(別添3) (第7関係)

特 認 団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度 (月～ 月)

6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料

別記様式2(第7関係)

番 号
年 月 日

団体名

代表者の役職及び氏名 殿

(事業承認者) 印

平成28年度農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業
実施計画の承認について

平成 年 月 日付け により申請のあった平成28年度農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業実施計画については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注）の規定に基づき、（変更又は中止若しくは廃止を）承認する。

（注）変更又は中止若しくは廃止の承認の場合は、「第5の2」とする。

別記様式3（第8関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成28年度農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業実績報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、別添のとおり事業実績報告書を提出する。

（要領）

事業実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書

（注1）事業実績が承認された事業実施計画から軽微な変更があった場合は、事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。

（注2）事業実績が事業実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、事業実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。

2. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

3. 外部へ事業の一部を委託した場合は、委託契約書の写し

4. 本事業による成果を取りまとめた報告書

5. 発電事業を行う組織の概要、発電事業の内容、スケジュール等が分かる資料（事業化推進事業の事業実施主体のみとし、4の報告書に同様の内容が含まれる場合は省略することができる。）

別記様式 4（第 8 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

平成28年度農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業成果状
況報告書の提出について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱（平成24年 4 月20日付け23食産第4049
号農林水産事務次官依命通知）第 7 の規定に基づき、別添のとおり事業成果状
況報告書を提出する。

(別添)(第8関係)

1 再生可能エネルギー発電事業を行う組織の概要

- ・組織名：
- ・代表者：
- ・所在地：
- ・設立：平成○年○月○日
- ・資本金：○○○万円
- ・事業内容

[]

2 再生可能エネルギー発電設備の概要

- ・発電設備の種類：○○発電設備
- ・設置場所：
- ・設置年月日：平成○年○月○日
- ・最大発電出力：○○○kW
- ・事業費：○○○千円

3 発電等の状況

(例)

- ・年間総発電電力量 ○○kWh
- ・年間売電収入 ○○千円
- ・農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

[]

- ・上記の取組内容を行うために支出した金額：○○○千円
(売電収入の○%)

4 運営上の課題

5 その他

